前条第二項の厚生労働大臣が定める基準及び第二十四条の十二第二項の指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準（指定施設支援の取扱いに関する部分に限る。）	第二十四条の八	同条第一項の定め
この款		震災特別法第八十六条第一項及び同条第三項において準用する第二十四条の三第八項から第十項まで
障害児施設給付費、高額障害児施設給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給		震災特別法第八十六条第一項の規定による支給
指定知的障害児施設等の障害児施設給付費又は特定入所障害児食費等給付費の請求	第五十七条の二第一項	同条第三項において準用する第二十四条の三第八項の規定による支払の請求
都道府県		都道府県、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市

（指定障害者支援施設等における食費及び居住費に関する補助に関する障害者自立支援法の規定の技術的読替え）

第七条　法第八十八条第三項の規定により障害者自立支援法第二十九条第五項から第七項まで及び第九項の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十九条第五項	支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者等	被災支給決定障害者等（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号。以下「震災特別法」という。）第八十八条第一項に規定する被災支給決定障害者等をいう。以下同じ。）が指定障害者支援施設等
	指定障害福祉サービス等を	施設入所支援を
	当該支給決定障害者等	当該被災支給決定障害者等
	当該指定障害福祉サービス事業者等	当該指定障害者支援施設等
	当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）	当該指定障害者支援施設等における食事の提供に要した費用及び居住に要した費用
	介護給付費又は訓練等給付費として	同項の規定により
第二十九条第六項	前項	震災特別法第八十八条第三項において準用する前項
	支給決定障害者等	被災支給決定障害者等
	介護給付費又は訓練等給付費の	同条第一項の規定による

（介護保険施設等における食費及び居住費等に関する介護保険法の規定の技術的読替え）

第八条　法第九十条第三項の規定により介護保険法第五十一条の三第四項、第五項、第七項及び第九項の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十九条第七項	指定障害福祉サービス事業者等	指定障害者支援施設等
	介護給付費又は訓練等給付費	震災特別法第八十八条第三項において準用する第五項の規定による支払
	第三項の厚生労働大臣が定める基準及び第四十三条第二項の厚生労働省令で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準（指定障害福祉サービスの取扱いに関する部分に限る。）又は第四十四条第二項の厚生労働省令で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準（施設障害福祉サービスの取扱いに関する部分に限る。）	同条第一項の定め
		震災特別法第八十八条第一項及び同条第三項において準用する第五項から第七項まで
第二十九条第九項	前各項	震災特別法第八十八条第一項及び同条第三項において準用する第五項から第七項まで
	介護給付費及び訓練等給付費の支給並びに指定障害福祉サービス事業者等の介護給付費及び訓練等給付費の請求	同条第一項の規定による支給及び指定障害者支援施設等の同条第三項において準用する第五項の規定による支払の請求

第五十一条の三第四項	特定入所者が、	被災介護保険被保険者（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号。以下「震災特別法」という。）第九十条第一項に規定する被災介護保険被保険者をいう。以下同じ。）が、
	当該特定入所者	当該被災介護保険被保険者
	特定入所者介護サービス費として	同項の規定により
第五十一条の三第五項	前項	震災特別法第九十条第三項において準用する前項
	特定入所者に	当該被災介護保険被保険者に
	特定入所者介護サービス費の	同条第一項の規定による
第五十一条の三第七項	特定入所者介護サービス費	震災特別法第九十条第三項において準用する第四項の規定による支払
	第一項、第二項及び前項	同条第一項
第五十一条の三第九項	前各項	震災特別法第九十条第一項並びに同条第三項において準用する第四項、第五項及び第七項